

小川原湖漁業協同組合内共第41号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第41号第5種共同漁業権に係る漁場（以下、「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（わかさぎ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、えび）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合の承認を受けなければならない。
- 2 組合は、第1項の規定により申請（口頭を含む）されたときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 3 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

- 第3条 この漁業区域内で手釣、竿釣、たも網の漁具・漁法以外で遊漁してはならない。
2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲でなければならぬ。

漁具漁法	規模
たも網	口径1m以内

(遊漁期間)

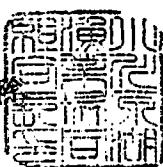
- 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
わかさぎ	自4月21日～至6月20日 自9月1日～至翌年3月15日

(禁止区域)

- 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
七戸川（小川原湖河口から坪川との合流地点）	1月1日から 12月31日まで



(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20cm
うなぎ	30cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、50円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
わかさぎ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、えび	手釣 竿釣 たも網	1日300円、1年2,500円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

(1) 小川原湖漁業協同組合(東北町旭北4丁目31番地662)

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。

十和田市元町東4丁目1番地15号
青森県内水面漁業協同組合連合会

- 3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁承認証)

第9条 遊漁者

2 遊漁
きは、

3 遊漁

4 遊漁

(遊漁に係る迷惑)

第10条 遊漁者

2 遊漁
姉)

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員

ができる

2 漁場監視員

ることを

(違反者)

第12条 総務課

その者の

戻しは、



(遊漁承認証に関する事項)

- 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
 - 4 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 2 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
姉戸川河口両岸100mの区域
 - 3 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附 則)

この規則は、認可の日から施行する。



様式第1号

遊漁承認証 No. _____

下記のとおり遊漁を承認します。

遊漁者住所 氏名 年令

承認期間 魚種

漁具漁法 遊漁区域

遊漁料 円

発行者 平成 年 月 日

小川原湖漁業協同組合

裏 注意事項

- 1 本証は、遊漁の際必ず携帯して下さい。
- 2 本証は、漁場監視員又は組合の役職員の要求あるときは提示してください。
- 3 本証は、他人に貸与又は書き直ししないでください。
- 4 本証は、承認期間後速やかに組合へ返してください。
- 5 遊漁者は相互に適当な距離を保ち漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 6 遊漁者は次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
姉戸川河口両岸100mの区域
- 7 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。
- 8 遊漁に際しては、漁場監視員又は組合の役職員の指示に従うこと。

様式第2号

漁場監視員証 No. _____

下記の者は組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名 年令

住所

有効期間 平成 年 月 日

平成 年 月 日 発行

発行所 小川原湖漁業協同組合

裏 注意事項

- 1 本証は、職務執行の際必ず携帯してください。
- 2 本証は、利害関係者の要求あるときは提示してください。
- 3 本証は、他人に貸与し又は勝手に字句を修正した場合は無効となります。
- 4 本証は、有効期間経過後は速やかに返納してください。

別記様式第3号

第8条第3項に規定する共通遊漁承認証



<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
渓流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 渓流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

県内共通遊漁承認証の範囲

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニシマス、 ヒメマス(深海のみ)、ウグイ、コイ、 フナ、ウキギ	左記魚種からアコガラ除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と 遊漁期間	1月1日から12月31までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間は県 内水面漁業協同組合による)	
遊漁区域	青森県内の河川湖沼(十和田湖 大迫子川(深海)、馬鹿川(支流)三戸湖(宮内)及び平川(平 川内水流域)を除く。また、県内水面漁業協同組合が各漁協の遊漁規則で定めた 遊漁禁止区域を除く。)	
漁具・方法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁獲物の大会等の競り等のイベントに適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外は適用できません。また、他人に貸与、譲渡する
ことはできません。
- ・その他 詳しいことは、『遊漁規則』をお読み下さい。